

国立大学法人京都大学宿舎管理規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後										
<p>(前 略) (有料宿舎の貸与資格)</p> <p>第6条 世帯用規格を貸与することができる者は、原則として生計を一にして同居する者がある教職員とする。</p> <p>2 単身用規格を貸与することができる者は、<u>独身の教職員又は単身赴任している教職員</u>とする。</p> <p>(中 略) (有料宿舎を貸与する者の選定)</p> <p>第8条 宿舎規程第12条に規定する有料宿舎を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。</p> <p>(1) 給与規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の7級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員</p> <p>(2) 給与規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の3級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員 (前号に掲げる教職員を除く。)</p> <p>(3) 前各号に掲げる教職員以外の教職員</p> <p>2 前項の場合において、同順位にある教職員が2人以上あるときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。</p> <p>第9条 財務担当理事は、宿舎を貸与する場合には、原則として次表の左欄に掲げる給与規程別表1の級の職務及びこれに相当する級の職務又は同居人数に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。ただし、吉田職員宿舎の単身用規格bについては、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">級 等</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人5人以上</td> <td>e 以下</td> </tr> <tr> <td>8級、7級及び6級の職務又は同居人4人以上</td> <td>d 以下</td> </tr> <tr> <td>5級、4級及び3級の職務又は同居人3人以上</td> <td>c 以下</td> </tr> <tr> <td>2級以下の職務</td> <td>b 以下</td> </tr> </tbody> </table>	級 等	規 格	役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人5人以上	e 以下	8級、7級及び6級の職務又は同居人4人以上	d 以下	5級、4級及び3級の職務又は同居人3人以上	c 以下	2級以下の職務	b 以下	<p>(有料宿舎の貸与資格)</p> <p>第6条 世帯用規格を貸与することができる者は、原則として生計を一にして同居する者がある教職員とする。</p> <p>2 単身用規格を貸与することができる者は、<u>独身の教職員、単身赴任している教職員又は財務担当理事が認める教職員</u>とする。</p> <p>(有料宿舎を貸与する者の選定)</p> <p>第8条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、平成21年度以降に設置又は大規模改修した単身用規格の宿舎(次条ただし書きに定めるものを除く。)</u>を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。</p> <p>(1) <u>給与規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の2級以下の職務及びこれに相当する職務にある教職員</u></p> <p>(2) <u>給与規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の6級以下の職務及びこれに相当する職務にある教職員</u> (前号に掲げる教職員を除く。)</p> <p>(3) 前各号に掲げる教職員以外の教職員</p> <p>3 前2項の場合において、同順位にある教職員が2人以上あるときは、これらの者の職務の性質、住居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。</p> <p>第9条 財務担当理事は、宿舎を貸与する場合には、原則として次表の左欄に掲げる給与規程別表1の級の職務及びこれに相当する級の職務又は同居人数に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。ただし、吉田職員宿舎の単身用規格b及び宇治職員宿舎のうち財務担当理事が指定する単身用規格bについては、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。</p> <p>(同 左)</p>
級 等	規 格										
役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人5人以上	e 以下										
8級、7級及び6級の職務又は同居人4人以上	d 以下										
5級、4級及び3級の職務又は同居人3人以上	c 以下										
2級以下の職務	b 以下										

改正前

(中略)

別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)

1. 無料宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数(戸)					計	
			単身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d		e
芦生職員宿舎	京都府北桑田郡美山町大字芦生小字斧蛇1	W			4	5			15
		B			6				
(略)									

2. 有料宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数(戸)					計	
			単身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d		e
(略)									
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄	R C	81	148	44			6	279
(略)									
丹波町職員宿舎	京都府船井郡丹波町字富田小字蒲生野144の1	W			2	1			3
(略)									
大島職員宿舎	和歌山県西牟婁郡串本町須江字赤崎1330の1	B				1			1
(略)									
阿波池田職員宿舎	徳島県三好郡池田町字州津藤ノ井492の1	W			1				1
別府職員宿舎	別府市野口原	W			1				1
幸島職員宿舎	串間市大字市木字吹切16の1	W			1				1
(略)									
本郷職員宿舎	岐阜県吉城郡上宝村大字本郷字森下635の1	B			1	1	2		4
(略)									

*構造 W・・・木造、B・・・組構造、RC・・・鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造

別表第3 (略)

改正後

(貸与年数)

第9条の2 平成21年度以降に設置又は大規模改修した単身用規格の宿舎(前条ただし書きに定めるものを除く。)の貸与年数は、5年を限度とする。ただし、財務担当理事が特別の理由があると認めた者については、貸与年数を延長することができる。

(平成21年度以降に設置又は大規模改修した有料宿舎使用料の算定方法)

第24条 宿舎規程第13条に規定する平成21年度以降に設置又は大規模改修した有料宿舎の使用料の算定方法は、別表第4に定めるとおりとする。

附則

この規則は、平成21年9月28日から施行する。

別表第1 (同左)
別表第2 (第3条関係)

1. 無料宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数(戸)					計	
			単身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d		e
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	5			15
		B			6				
(略)									

2. 有料宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数(戸)					計	
			単身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d		e
(略)									
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄	R C		(71)	155	43		6	(71)
				71					275
(略)									
丹波町職員宿舎	京都府船井郡京丹波町富田蒲生野144番地1	W			4	1			5
(略)									
大島職員宿舎	和歌山県東牟婁郡串本町須江1330の1	B				1			1
(略)									
阿波池田職員宿舎	三好市池田町津藤ノ井492-1	W			1				1
別府職員宿舎	別府市野口原3088-195	W			1				1
幸島職員宿舎	串間市大字市木字吹切16の1	W			2				2
(略)									
本郷職員宿舎	高山市上宝町本郷字森下635の1	B			1	1	2		4
(略)									

*構造 W・・・木造、B・・・組構造、RC・・・鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造
*宿舎戸数(戸)の上段は、平成21年度以降に設置又は大規模改修した戸数で内数

別表第3 (同左)
別表第4 (第24条関係) (別添)

別表第4(第24条関係)

平成21年度以降に設置又は大規模改修した宿舍の使用料の算定方法について

平成21年度以降に設置又は大規模改修した宿舍の使用料については、当該職員宿舍建物の建設費、ランニングコスト等を入居者が均等に負担することを目的として算定する。

【宿舍使用料】

$$1. \quad \text{1戸当たりの宿舎使用料} = \frac{\text{当該1戸の床面積}}{\text{総居住床面積}} \times \frac{\text{建設費} + \text{維持管理費} + \text{大規模修繕費} + \text{地代} + \text{火災保険料} + \text{固定資産税}}{\text{耐用年数} \times 12 \text{ヶ月}}$$

算定した額の100円未満を切り捨てて宿舍使用料とする。

- 建設費： 宿舍建設に要した費用(設計費、総工事費、申請手数料等)
購入の場合は購入費、交換・寄附の場合は、当該財産評価額、借受の場合は賃貸借料とする。
- 維持管理費： エレベータ・自動ドア等設備の保守経費、建物等に係る設備備品費、法定点検費
- 大規模修繕費： 建物・設備の経年劣化に対応して一定年数経過ごとに計画的に行う大規模修繕工事に必要となる費用(大規模改修にかかる一般工事単価と改修率から算定する。)
- 地代： 借地代金(借地の場合のみ算定する。)(耐用年数の間に必要となる地代)
- 火災保険料： 当該建物に掛けている火災保険料(耐用年数の間に必要となる火災保険料)
- 固定資産税： 耐用年数の間に納める固定資産税額
(市町村に評価額算定(再建築費評価点数、経年減点補正率等)に関する確認を行い算定する。)

注)いわゆる共益費は、この算定に含めない。

2. 特例措置

・上記1.により算定した宿舍使用料が、民間の賃借事例と比べ極端に高額になる場合は、賃借事例を勘案して調整することとする。

3. 使用料の改定

・使用料は、10年毎に再計算し必要に応じて改定する。

【駐車場使用料】

平成21年度以降に設置した駐車場(自動車の保管場所)の使用料は、従前のおりの算定方法とする。

【損害賠償金】

損害賠償金の算定については、従前のおりとする。